

諮問庁：独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

諮問日：平成27年12月8日（平成27年（独情）諮問第60号）

答申日：平成28年9月28日（平成28年度（独情）答申第31号）

事件名：特定法人との交渉経緯に関する文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定法人Aとの交渉経緯」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、38件の協議録等（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その全部を不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきであり、別表1に掲げる文書を対象として改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」、「諮問庁」又は「処分庁」という。）が行った平成27年7月22日付け鉄運総広第150722001号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示決定の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 本件対象文書を請求文書と同じ「特定法人Aとの交渉経緯」という一つの文書として特定したことには疑問がある。「特定法人との交渉経緯」に対応する文書としては、交渉時の説明資料や進行状況報告書、会議録、連絡文書等が含まれるはずであり、これら個々の法人文書を具体的に挙げて特定すべきである。

イ 不開示理由として「特定法人と地上権設定等の用地交渉が進行中であり、この情報を公にすることにより当機構の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」あるいは「当該第三者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」としているが、さまざまな文書から構成されていると思われる「特定法人との交渉経緯」の全てがこれに当たるとは考えられない。開示請求の内容に該当する文書の特定がなされ、文書ごとに開示、一部開示、不開示の判断がなされ

るべきである。

ウ 審査会の諮問に当たって作成される理由説明書では、対象文書を正確に特定し、文書ごとにかつ各文書の不開示部分ごとに、どの不開示理由が当たるのかがわかるように記載するよう求める。そうでなければ不開示情報該当性についての議論が成り立たない。

エ 例えば交渉時の資料として一般的な地図や公表済みの計画構想に関する文書等があれば、開示されるべきである。

対象文書の具体的内容を踏まえて、さらに不開示に当たる部分があるとしても、そうでない部分があれば、その範囲で開示すべきである。

オ 本件については、開示請求書の受付時に開示請求書の写しの交付がされていないこと、対象文書の特定がされていないこと、条文の記載に誤記があるため理由の記載が不備であることなどの問題があり、不開示決定を取り消してやり直すべきものと考えられるが、開示の求めを優先させたいので、これらの理由で取り消すことは求めない。今後同様のお粗末な運用を繰り返さないよう徹底することを求める。

(2) 意見書

ア 理由説明書から、担当者が会話の一部言葉尻をとらえ、関連する資料や議事録も特段の発言がなかったとして、都合の良い解釈で一方的に開示範囲を狭めた結果、不開示にされたことが分かる。初めから不開示決定となるように誘導されていたとしか考えられない。法は、不開示情報の範囲はできる限り限定したものとするとその基本的な考え方に立っているはず。担当者には、開示請求書を受け付ける前に、請求者の求める内容に沿い、適切な開示がされるよう情報を提供し、補正を促す義務がある。それを怠り、不開示とした原因を開示請求者側の請求の仕方の責任にしようとしている。このような理不尽な対応は改めるべきである。

イ どのような文書であれ、一部或いは、頁を黒塗り非開示とする手法で、部分的に開示することは可能。全部不開示決定では文書の存在は確認できても、文書の枚数すらわからない。平成27年7月20日付の法人文書不開示決定通知の、法人文書の名称等には、「特定法人Aとの交渉経緯」と書かれている。私は、開示請求に対しての開示対象文書が、これ一つというのが、余りにも不自然であるし、この文書内容全てを法5条4号、法5条2号イを根拠に不開示とする決定にも、納得できない。内閣府情報公開・個人情報保護審査会で、請求文書についてインカメラ審査を行い、開示できるところは開示するよう、文書の検証を求める。

ウ 不開示理由で、法5条2号イ該当性では、「仮に協議録等を開示し

た場合、特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。」法5条4号の該当性については、「仮に協議録等を開示した場合、処分庁の用地交渉事務に支障が生じるおそれがあるため」と記載されているが、これらの不開示理由は、全てが開示された場合に起こりうる状況を前提としたものであり、具体的にどんな「利益を害する」「支障が生じる」のかあいまいであり、実際に生じるかどうかは推測にすぎない。そもそもこれらの条項に当たるか疑問であり、少なくとも、一部開示で対処できるものであり不開示理由にならない。さらに、諮問庁は、法人文書不開示決定に記載のない法5条4号二を、理由説明書においてあげているが、同様の理由で同号にも当たらないと考える。そもそも後から不開示理由を持ち出すべきではない。

理由説明書には、法6条1項に基づく部分開示の検討がなされ、不開示文書は、「なお、文及び段落の構成上、個別事情を含んだ情報だけを他の情報と分離して、これを除いたものだけ部分開示することも困難であり、残る部分にも有意な情報が記録されていないと認められる。」と記されているが、残る部分が有意であるか否かは、開示請求者が判断すべき事で、諮問庁が決め付けるべきではない。過去の答申例では、様式や空欄も有意なものとされているようであり、これらの部分は開示されるべき文書に該当する。

エ 諮問庁は、開示請求に該当する文書を、相当数存在する協議録と断定し、この文書を時系列で列挙することも交渉内容の一部と論じているが、これは間違いである。

異議申立書でも述べたが、これ以外にも多くの文書が存在するはずであるし、仮に協議録等を列挙しただけで、どのような弊害が生ずるのか。関連する他の文書も列挙し、個別に開示・一部開示・不開示の判断をすべきである。それをしなければ、情報公開制度が成り立たない。それもせず該当文書を、「特定法人Aとの交渉経緯」という一つの文書と特定し、いとも簡単に不開示とし、情報を見せまい隠そうとする処分庁の対応は、情報公開制度を軽んじる行為であり、本件不開示決定処分は取り消されるべきものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てについて

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、「特定法人Aとの交渉経緯」（本件請求文書）の開示を求めてなされたものである。
- (2) これを受けて、処分庁は、38件の協議録等（本件対象文書）を特定し、法5条4号及び法5条2号イに該当するとして、全部不開示とした（原処分）。

(3) これに対し、異議申立人は、原処分の取り消しを求めて、諮問庁に対し、本件異議申立てを提起した。

2 機構の概要及び特定法人B・特定法人C直通線事業等について

(1) 機構の概要について

機構は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）（以下「機構法」という。）に基づき設立された独立行政法人であり、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を行うとともに、地域公共交通の活性化等のための出資や特例業務として、旧日本国有鉄道の職員の年金の支払い及びその支払いに充てるため旧国鉄から承継した土地の処分、JR株式の処分等を行っている。

(2) 都市鉄道等利便増進法について

都市鉄道等利便増進法（平成17年法律第41号）（以下「利便法」という。）は、既存の都市鉄道施設を有効活用しつつ行う都市鉄道利便増進事業を円滑に実施し、都市鉄道等の利用者の利便を増進し、もって活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与することを目的としており、利便法4条により都市鉄道施設の整備に関する構想について国土交通大臣の認定を受けた事業者（以下「整備主体」という。）及び都市鉄道施設の営業に関する構想について国土交通大臣の認定を受けた事業者（以下「営業主体」という。）は、同法5条に基づき国土交通大臣に速達性向上計画の認定を申請できることになっている。

(3) 特定法人B・特定法人C直通線事業について

特定法人B・特定法人C直通線は、横浜市西部及び神奈川県中部から東京都心部への速達性の向上やシームレス化を目的として、特定路線DのE駅から特定路線FのG駅付近までの連絡線（約10.0km）を建設するとともに、駅の新設並びに特定路線Dの施設改修を行い、特定法人Bがこれらの施設を利用して特定路線Dと特定路線Fとの相互直通運転を行うものである。

(4) 特定法人B・特定法人C直通線事業と都市鉄道等利便増進法との関係について

機構は速達性向上計画の整備主体として、営業主体である特定法人B及び特定法人Cとともに平成18年5月に国土交通大臣に対して特定法人B・特定法人C直通線事業（以下「本事業」という。）の速達性向上計画認定申請を行い、平成19年4月に認定を受けた。

機構はこの認定を受け、機構法12条1項5号に基づく業務として本事業を行っている。

(5) 本件請求文書と特定法人B・特定法人C直通線事業の関係について

処分庁は、本事業の整備主体として地権者との間で用地交渉を行っているが、開示請求のあった「特定法人Aとの交渉経緯」（本件請求文書）は、特定路線DのE駅から特定路線FのG駅の間に存在する特定地域Hにおける地権者である特定法人Aと処分庁との間で行われた用地交渉の経緯である。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

本件異議申立てを受け、原処分等の考え方について諮問庁が検証した結果及び諮問庁の考え方は、以下のとおりである。

(1) 本件開示請求から文書特定に至る処分庁の対応について

異議申立人は異議申立書において「本件対象法人文書を請求文書と同じ「特定法人Aとの交渉経緯」という一つの文書として特定したことには疑問がある」「特定法人Aとの交渉経緯」に対応する文書としては、交渉時の説明資料や進行状況報告書、会議録、連絡文書等が含まれるはず」及び「例えば交渉時の資料として一般的な地図や公表済みの計画構想に関する文書等があれば、開示されるべき」と主張する。

処分庁によると、平成27年6月24日に異議申立人が処分庁に來所して法人文書開示請求書に請求件名を「特定法人Aが休業の判断に至るまでとの交渉経緯」と記載した際に、処分庁が「休業の判断は相手方が下したことである」旨教示したところ、異議申立人は「が休業の判断に至るまで」の部分を自ら二重線で削除し、「特定法人Aとの交渉経緯」としたとのことであった。

また、処分庁が異議申立人に文書特定のため、具体的にどのような文書を求めているかどうか確認したところ、異議申立人は「交渉時の記録とかあるでしょう」と発言したので、処分庁は「協議記録的なものはあると思う」と回答したとのことであった。

以上のことから処分庁は、本件対象文書として処分庁と特定法人Aとの間で協議、交渉した際に双方のやり取りを記録した協議録等を文書特定したとのことであった。

なお、処分庁が用地買収に係る協議・交渉を行う際には、必要な資料や図面等を使用して、交渉相手に当該事業の意義、事業や工事の内容、スケジュール等について説明しているとのことであるが、開示請求時に処分庁が文書特定のため、具体的にどのような文書を求めているかどうか確認した際に、異議申立人が開示請求時に「交渉時の記録とかあるでしょう」と述べたこと及び開示請求受付後、処分庁から異議申立人に「議事録が存在したが不開示となる可能性がある」旨伝えた際に、異議申立人から文書特定に関する特段の発言がなかったことから、異議申立人が異議申立書で述べる交渉時の説明資料、一般的な地図及び公表済みの計画構想に関する文書等は特定しなかったとのことであった。

諮問庁としては、本件開示請求から文書特定に至る処分庁の対応は法の趣旨に沿っており、妥当であったと考える。

(2) 原処分について

ア 法5条2号イ該当性について

処分庁によると、仮に協議録等を開示した場合、特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当すると判断したとのことであった。

諮問庁としては、本件が法人の名称を特定した上でなされた開示請求であり、本件対象文書が特定法人Aに係る文書であることが既に明らかとなっていること、また、協議録等のような用地取得に伴う損失の補償に関し、地権者の感情や利害関係に立ち入った詳細な内容で構成される文書を開示した場合、特定法人Aの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本件対象文書全体が法5条2号イの不開示情報に該当し、不開示を維持すべきであると考ええる。

イ 法5条4号該当性について

処分庁によると、本件開示請求は処分庁と特定法人Aとの間で用地交渉が進行している最中になされたもので、仮に協議録等を開示した場合、処分庁の用地交渉事務に支障が生じるおそれがあるため、法5条4号に該当すると判断したとのことであった。

諮問庁としては、前述のとおり協議録等が用地取得に伴う損失の補償に関し、地権者の感情や利害関係にも立ち入った詳細な内容で構成されることから、これを公にした場合、本事業における用地交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが明らかであり、それとともに当該地権者である特定法人Aとの信頼関係を損なうおそれや、他の地権者等に処分庁の交渉手段を誤認させるおそれがあることから、本件対象文書全体が用地交渉中もしくは用地交渉終了後にかかわらず法5条4号柱書きに該当し、不開示を維持すべきであると考ええる。

また、原処分においては不開示理由とされていないが、諮問庁としては、機構における用地交渉は協議内容等を地権者との間で公にしないことを前提として進めており、仮に協議内容等が公になった場合、機構が多くの地権者との間で築き上げてきた信頼関係が損なわれ、今後、用地交渉自体を拒む地権者が出てくる等、用地交渉に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、本件対象文書全体が法5条4号二にも該当すると考える。

さらに、地権者との用地交渉にあたっては、本事業に係る用地買収が一般的な商取引とは異なり、代替性のないものを買収し、補償す

るものであることを考慮して、極めて慎重かつ厳格な手続の下に進めていることに鑑みれば、妥当な判断であると考える。

ウ 法6条1項に基づく部分開示の検討

諮問庁が法6条1項に基づく部分開示の可否を検討したところ、協議録等が土地等の取得等に伴う損失の補償に関して、地権者と処分庁の間で行った交渉の経過や内容で構成されており、このような情報は補償に関係する地権者にとっても、本事業を推進する処分庁にとっても、通常秘匿しておくべき情報であること、そして、当該不開示部分の記載内容は、前述のとおり用地取得に伴う損失の補償に関し、地権者の感情や利害関係に立ち入った詳細な内容で構成されているものであり、本来、公にされる性格のものではないことも踏まえれば、その一部でも公にすると、特定法人Aの権利利益を害するおそれがあると同時に、処分庁における用地交渉に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考える。

また、仮に協議録等の一部を開示することとした場合、前述のように協議録等が相当数存在することを踏まえれば、この点からも特定法人Aの名称が明らかとなる可能性は否定できず、その結果、特定法人Aの権利利益を害するおそれがあると考える。

なお、文及び段落の構成上、個別事情を含んだ情報だけを他の情報と分離して、これを除いたものだけ部分開示することも困難であり、残る部分にも有意な情報が記録されていないと認められる。

以上のことから、本件対象文書について、法6条1項に基づく部分開示を行うことはできない。

(3) 理由説明書への法人文書ごとの不開示理由の記載について

異議申立人は異議申立書において「諮問するに当たって作成する理由説明書では、対象文書を正確に特定し、文書ごとにかつ各文書の不開示部分ごとに、どの不開示理由が当たるのかがわかるように記載するよう求める」と主張する。

諮問庁としては、協議録等は相当数存在しており、これを記載する場合、処分庁と特定法人Aとの協議を時系列で列挙せざるを得なく、そうすると、これ自体が処分庁と特定法人Aとの交渉内容の一部を示すことになると考えられるため、法人文書の具体的記載を行うことは適切でないと考える。

(4) 不開示決定等通知書における誤記載について

異議申立人は異議申立書において「条文の記載に誤記があるため理由の記載が不備である」と主張する。

諮問庁が不開示決定等通知書を見分したところ、「法第5条第4号」と記載すべきところを「法第5条第4項」、また、「法第5条第2号イ」

と記載すべきところを「法第5条第2項イ」と記載されていた。

これは、処分庁において不開示決定等通知書の重要性に対する理解が不十分であったことに起因しており、今後、法の趣旨を正しく認識し、開示請求に係る手続の適正化を図るよう、処分庁を指導する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 審議
- ④ 平成28年2月3日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年7月25日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年8月29日 審議
- ⑦ 同年9月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定法人Aとの交渉経緯」（本件請求文書）を求めて行われたものである。

処分庁は、本件請求文書に該当する文書として、38件の特定法人Aとの協議録等（本件対象文書）を特定した上で、法5条2号イ及び4号の不開示情報に該当するとして、その全部を不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、その外にも本件請求文書に該当する文書が存在するはずであるから原処分を取り消し、文書を正しく特定するとともに、不開示情報に該当しない部分については開示すべきであるとしている。

諮問庁は、原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書の特定の妥当性について

ア 上記第3の3(1)において、諮問庁は、本件開示請求の時点及び文書特定の確認の際の異議申立人の発言等に基づき、本件対象文書に該当するものとして38件の協議録等（本件対象文書）を特定した旨説明する。

しかしながら、本件の法人文書不開示決定通知書では、「不開示決定した法人文書の名称等」欄に法人文書開示請求書の「請求する法人文書の名称等」欄の記載をそのまま転記するのみで、本件対象文書の具体的な文書名や文書数等について何ら明らかにしていない。

そのため、異議申立人は、「交渉時の説明資料や進行状況報告書、

会議録，連絡文書等が含まれるはずであり，これら個々の法人文書を具体的に挙げて特定すべき」と主張しているところである。

イ 当審査会事務局職員をして，特定法人Aとの交渉に係る資料の保有の有無について，諮問庁に改めて確認させたところ，本件対象文書である協議録等の外に，別表1に掲げる文書（交渉時の説明資料，一般的な地図，公表済みの計画構想に関する文書等。以下「説明資料等」という。）が存在しているとのことである。

また，特定法人Aとの交渉に係る資料については，全て1つのファイルに日付ごとに整理・収納されており，当該ファイルにつづられた本件対象文書及び説明資料等以外の文書は存在しないとのことである。

ウ 諮問庁がその存在を認める別表1に掲げる交渉時の説明資料等は，それらが作成・使用された目的から，本件開示請求の対象として特定すべき文書であることは明らかであるが，一方，特定法人Aとの交渉に係る文書が，1つのファイルに整理・収納され，本件対象文書である協議録等の外には説明資料等を除き存在しないとする上記諮問庁の説明に特段不自然，不合理な点はなく，これを覆すに足る事情は認められない。

以上のことから，機構において，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別表1に掲げる文書を保有していると認められるので，これらを対象として，改めて開示決定等をすべきである。

(2) 本件対象文書の不開示情報該当性について

ア 当審査会において本件対象文書を見分すると，本件対象文書は，特定法人Aと機構との38件の協議録等であることが認められる。

本件対象文書について，諮問庁は，以下の理由から法5条2号イ並びに4号柱書き及び二に該当する旨説明する。

(ア) 本件開示請求が特定法人Aの名称を特定した上でなされたものであり，協議録等のような用地取得に伴う損失の補償に関し，地権者の感情や利害関係に立ち入った詳細な内容で構成される文書を開示した場合，特定法人Aの権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(イ) 協議録等のような用地取得に伴う損失の補償に関し，地権者の感情や利害関係に立ち入った詳細な内容で構成される文書を開示した場合，地権者である特定法人Aとの信頼関係を損なうおそれや，他の地権者等に処分庁の交渉手段を誤認させるおそれがあり，処分庁の本事業における用地交渉に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(ウ) 機構における用地交渉は協議内容等を地権者との間で公にしないことを前提として進めており、仮に協議内容等が公になった場合、機構が多く在地権者との間で築き上げてきた信頼関係が損なわれ、今後、用地交渉自体を拒む地権者が出てくる等、用地交渉に係る事務に関し、機構の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある。

イ 本件対象文書のうち、別表2に掲げる部分を除く部分については、これを公にすると、上記(ア)及び(イ)のとおり、特定法人Aの権利利益を害するおそれがあり、また、機構の用地交渉事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難く、法5条2号イ及び4号柱書きに該当すると認められるので、同号ニについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当である。

ウ しかしながら、別表2に掲げる部分は、開示請求書で名指しされた特定法人Aの名称やその代表者の氏名、本件対象文書のタイトル等の外形的な記載、公表慣行があるとされる処分庁の職員の氏名等であるところ、取り分け、特定法人Aの代表者は、1回目の機構との交渉の際に特定新聞社の記者をその席に招いており、機構が当該交渉の席に記者が同席することを断った形跡も認められないから、これらを公にしても特定法人Aの権利利益を害するおそれ、機構の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、及び機構の契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、機構の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとは認められず、法5条2号イ並びに4号柱書き及び二のいずれにも該当せず、開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

原処分における法人文書不開示決定通知書をみると、「不開示決定した法人文書の名称等」欄には、法人文書開示請求書の「請求する法人文書の名称等」欄の記載をそのまま転記するのみで、本件対象文書の具体的な文書名や文書数等について何ら明らかにしていないことが認められる。さらに、同通知書の「不開示とした理由」欄では、法5条2号イ及び4号の条文を示すのみで、どのような文書のどのような部分について、開示するとどのような支障が生ずるのか、具体的な説明がされているとは認め難い。

処分庁は、原処分において、特段の支障がない限り、本件対象文書の具体的な文書名を特定し、不開示部分について具体的な説明をする必要があったというべきであり、今後、法9条2項の趣旨及び行政手続法8条に照らして、法人文書不開示決定通知書には原則として具体的な文書名及び不

開示理由を明示すべきである。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、その全部を法5条2号イ並びに4号柱書き及びニに該当するとして不開示とした決定については、別表2に掲げる部分は同条2号イ並びに4号柱書き及びニのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号イ及び4号柱書きに該当すると認められるので、同号二について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であり、機構において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別表1に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別表 1

	文書の名称
1	解説 特定鉄道について（説明会 報告）
2	横浜国際港都建設計画特定鉄道計画に関する要望書（第2次）について（回答）
3	週間放談 特定地域の断層群
4	特定年月日A FAX
5	利便増進事業年度別事業費
6	特定年月日B 議事録
7	温泉法資料
8	シールドトンネルの安全性
9	鉄道計画が現在案に至るまでの経緯
10	温泉への影響に対する対応策（案）
11	特定法人B・特定法人C直通線環境影響評価書準備書に記載されている「施設の近傍」の解釈について
12	特定法人B・特定法人C直通線に係る中心線測量及び用地調査測量作業
13	地質調査位置図（案）①
14	公図（写し）①
15	特定年月日C FAX
16	公図（写し）②
17	公図（写し）③
18	特定駅停車場一般図（その1）①
19	公図（写し）④
20	土地調査測量実施業者名刺，物件調査実施業者名刺
21	公図（写し）⑤
22	地質調査位置図（案）②
23	金融庁ホームページ
24	補償金概算提示書
25	実測図①
26	調査承諾確認書
27	補償金提示書
28	実測図②
29	杭設置箇所
30	ボーリング柱状図No6
31	ボーリング柱状図No7
32	ボーリング柱状図No8

3 3	特定駅停車場一般図（その1）②
3 4	特定法人A協議工程
3 5	特定駅停車場一般図（その1）③
3 6	特定駅工事に伴う特定法人Aへの補償の基本的考え方
3 7	特定駅停車場一般図（その1）④
3 8	特定駅停車場地上階平面図①
3 9	特定駅停車場地上階平面図②
4 0	特定駅停車場地上階平面図③
4 1	都市基盤施設
4 2	特定法人B・特定法人C直通線特定駅全体一般図①
4 3	補償概算額①
4 4	特定年月日D 資料
4 5	図面①
4 6	特定法人B・特定法人C直通線特定駅全体一般図②
4 7	特定法人A建物図面①
4 8	公図（写し）⑥
4 9	補償概算額②
5 0	特定法人A作業工程
5 1	特定年月日E 協議項目
5 2	施行計画①
5 3	特定法人B・特定法人C直通線特定駅全体一般図③
5 4	特定法人A建物図面②
5 5	施行計画②
5 6	特定法人A建物図面③
5 7	駐車場図面
5 8	立体駐車場ホームページ（特定法人D）
5 9	源泉資料
6 0	機構実施項目
6 1	施行計画③
6 2	特定法人A建物図面④
6 3	特定年月日F 電話メモ
6 4	契約書（案）①
6 5	金額計算資料①
6 6	確認書①
6 7	図面②
6 8	特定年月日G 電話メモ
6 9	図面③

7 0	金額計算資料②
7 1	地積測量図
7 2	契約書（案）②
7 3	契約書
7 4	確認書②
7 5	委任状
7 6	請求書
7 7	確認書③
7 8	休業案内
7 9	図面④
8 0	新聞記事

別表 2

	開示すべき部分
1	タイトル
2	年月日
3	時間
4	場所
5	人数
6	機構の 3 等級以上の者の氏名
7	特定法人 A の名称
8	特定法人 A の代表者名